

CRIACAO FLAT利用規則

第1条 当施設について

株式会社Criacao(以下「当社」といいます。)は、CRIACAO FLAT(以下「当施設」といいます。)において別紙1記載の利用プランごとに定められた条件の下で当施設をコワーキングスペースとして利用させるサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するため、下記利用規約(以下「本利用規則」といいます。)を定めます。本利用規則第5条1項に基づき当社が承認した方(以下「会員」といいます。)は、当施設において、別紙1記載の会員種別に応じて本サービス(所定の利用料金を支払うことによる施設利用も含みます。)の提供を受けることができます。

第2条 本利用規則の目的

本利用規則は、当社が、東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル(以下「本建物」といいます。)1階に設置して運営する当施設の利用条件、利用方法、その他の事項を定めることを目的とします。

第3条 当施設の利用目的について

本利用規則は、会員に対し、執務スペース及び会員相互の交流の場として、当社が本サービスを提供するにあたり必要な運営上の規約並びにルールについて規定いたします。

第4条 本利用規則の変更及び諸規定の制定又は変更

- ①当社は、会員が守るべき規則として本利用規則の他に各種利用規定(以下「諸規定」といいます。)を定め、また本利用規則及び諸規定を必要に応じ、合理的な範囲内において適宜変更することができます。また、諸規定の効力は、会員の入会時期を問わずすべての会員に及ぶものとします。
- ②当社は、前項の諸規定の制定又は本利用規則もしくは諸規定を変更する場合、制定する諸規定又は変更する本利用規則もしくは諸規定の効力発生日の1ヶ月前までに、諸規定を制定する旨又は本利用規則もしくは諸規定を変更する旨及び制定する諸規定の内容又は変更後の本利用規則もしくは諸規定の内容その効力発生日を当社の指定するホームページへの掲載又は会員の指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信等当社が適当と認める方法で会員に通知いたします。
- ③制定された諸規定又は変更された本利用規則もしくは諸規定の効力発生日以降に、会員が本サービスを利用した場合には、会員は、制定された諸規定又は変更された本利用規則もしくは諸規定の内容に同意したものとみなします。
- ④本利用規則と諸規定に齟齬が生じた場合、諸規定の内容が優先して適用されることとします。

第5条 当施設の会員資格について

- ①会員は、民法で定める18歳以上の自然人又は法人で、かつ、第8条に定める方法により、本サービスの申し込みをした者のうち、当社が会員登録サイトでの会員情報の登録内容を確認して入会を承諾した者をいいます。また、当該承諾をもって当社と会員との間で、本利用規則に従った契約(以下「当施設契約」といいます。)が締結されたものとします。
- ②会員は、別紙2記載の設備の利用をする権利を有し、また、別紙1記載の各会員種別に応じて第13条所定の利用料を支払う義務を負います。
- ③当社は、前項以外の会員種別を設けることができます。
- ④会員は、当施設契約締結後においても、当社と協議の上、会員種別を変更することができます。
- ⑤会員が会員種別の変更を希望する場合、変更希望月の前々月末日までに、当社指定の方法で当社所定の会員種別変更手続きをするものとします。なお支払済の入会金、利用料は返金されません。
- ⑥法人会員は、当該法人が雇用する従業員に対してのみ、本施設を利用させることができるものとし、当該従業員が行った行為は法人会員が行ったものとみなし、本利用規則を適用するものとする。

第6条 会員種別について

本施設の会員種別は別紙1のとおりとします。なお、各会員種別の詳細は別途当社のホームページにおいて定めるものとします。

第7条 当施設利用について

- ①会員は、当施設を別紙1記載の各会員種別に応じた時間帯に限り利用することができます。
- ②会員は、当施設に設置された設備(以下「設置設備」といいます。)を本利用規則又は諸規定に従い使用することができます。なお、当社は、必要に応じて、設置設備の移動、変更もしくは撤去等を行うことができ、また、設置設備の使用制限、中止等の措置をとることができます。
- ③会員は、当施設契約に従って当施設を利用する権利の他、当施設及び設置設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、設置設備の移動等の原状変更は一切認められません。
- ④会員は、当施設において、会員が所有又は占有する動産等(以下「私物等」といいます。)の管理を自己責任で行わなければならない、会員の私物等に紛失、盗難、破損又は汚染等の損害が生じても、当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、その責任を負いません。なお、当社が館内で発見、回収した忘れ物、落とし物は随時所轄の警察署へ届け出るものとします。
- ⑤会員は、当施設利用時において、当社から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければなりません。
- ⑥会員が当施設を利用する際は、第9条1項に基づき発行されるQRコード会員証により入館することになります。入退館手続きを怠った場合、当社は該会員の施設利用を制限、入館を拒否することができます。会員は当社から入館を拒否された場合は、速やかに退館をしなければなりません。

第8条 会員登録

- ①当施設の会員登録希望者は、本利用規則に同意の上、当社が指定するシステム(以下「会員管理システム」といいます。)によって、会員登録の申込みを行うものとします。
- ②当社は、前項の申込みに対して審査を行い、当社が入会を承諾した者に会員資格を付与し、会員管理システムによって当該申込者専用のログインID・パスワードと会員ページを発行するものとします。
- ③会員は、当施設に関して会員が有する権利(会員システムのログインID・パスワード、会員ページを含む)を第三者(法人会員については、第5条第6項で定められた範囲以外の者を指します。)に貸与、転売、譲渡等してはならないものとし、第三者に漏洩等することがないよう自己の責任により適切に管理するものとします。

第9条 会員証

- ①当社は、当施設契約締結後、会員に対し、会員ページ上でQRコード会員証(以下「会員証」といいます。)を発行します。
- ②会員は、会員証が第三者に漏洩等することがないよう自己の責任により適切に管理するものとし、会員証のスクリーンショット等を含む複製及び第三者への会員証の貸与・譲渡等をしてはならず、万が一、会員証の貸与・盗難その他理由の如何を問わず、第三者が当該会員証により当施設を利用した場合には、会員は、自らの会員種別に応じた1ヶ月の利用料相当額(ドロップイン利用者においては、個人会員と同額とします。)を違約金として当社に支払わなければなりません。
- ③運営会社は、期間満了、解除等理由を問わず当施設契約が終了した場合、直ちに会員ページを削除し会員証を失効することができます。

第10条 契約期間

- ①当施設契約の契約期間は、別紙1記載の通りとします。ただし、当社又は会員が契約終了月の前月の末日(末日が休館の場合、直前の営業日)迄に相手方に対し更新しない旨の意思表示を当社の指定する方法によって通知し、所定の手続きをした場合を除き、当施設契約は、期間満了日の翌日から起算して1ヶ月更新され、以降同様とします。
- ②当社は、前項の契約期間内であっても、1ヶ月の予告期間をもって会員に対し、当施設契約の解約を当社の指定する方法によって申し入れることにより、同契約を解約することができます。
- ③当社が当施設での本サービスの提供を終了した場合には、当該終了日をもって当施設契約は終了するものとします。

第11条 休館日

- ①当施設の定期休館日及び休館期間は別紙1記載の通りとします。
- ②前項にかかわらず、当社は、当施設の管理上必要がある場合又は停電その他の事由により当施設を休館する必要があると判断した場合には、臨時休館日を設定することができます。かかる場合、当社は、会員に対し、速やかに臨時休館日を告知するものとします。
- ③前項の告知の方法は、当社の指定するホームページへの掲載等の方法により行います。
- ④第2項により臨時休館日が設定されたとしても、会員は、利用料の減額を請求することはできません。

第12条 善管注意義務及び館内規則の遵守

- ①会員は、当社が定める本利用規則及び諸規定を遵守し、当施設及び本建物共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
- ②会員は、本利用規則及び諸規定の他、本建物の館内規則その他本建物の管理上定められた事項を遵守しなければなりません。

第13条 利用料

- ①会員は、本サービスの提供を受ける対価として、当社に対し、会員種別に応じて別紙1に定める利用料を支払う義務があります。なお、会員が現実的に当施設を利用しなかったとしても、同会員が会員資格を有する限り、利用料の支払い義務は発生します(ドロップイン利用の利用料金は除きます。)
- ②会員(ドロップイン利用の場合を除きます。)は、前項の利用料の翌月分を当月20日までに支払わなければなりません。ただし、初回の利用料につきましては、当施設契約締結時に支払うものとします。
- ③会員は、ドロップイン利用の場合、当社の定める方法により、利用する都度別紙1に定める利用料を支払うものとします。
- ④法人会員及び個人会員の利用料については、初月に限り、入会日から当月末日までの日割計算(小数点以下切り捨て。)とします。
- ⑤当社は、公租公課の増減、当施設の維持管理費の増減、諸物価その他経済事情の変動等により利用料の金額が不相当となったと判断した場合、第1項の利用料を改定することができます。
- ⑥利用料の支払方法は、当社が指定する方法により決済するものとします。
- ⑦会員が第1項で定める利用料の支払いを怠った場合には、当社は、利用料の支払遅滞が解消されるまで、当該会員による当施設の利用を中止させることができます。なお、本項に基づき当施設の利用が中止された期間についても、利用料は発生します。
- ⑧当社が実施するキャンペーンを適用する場合は①から③の限りではありません。キャンペーン適用で契約をした会員は、本利用規則に加え、キャンペーン利用規約にも従うものとします。

第14条 費用負担

- ①会員が、当施設又は当施設に設置された仕器等を汚損、破損、毀損等した場合のクリーニング・修理・交換等にかかる費用に関しては、会員が自己の負担と責任において支払う必要があります。
- ②前項の費用は、前条第6項と同様の方法により支払うものとします。

第15条 消費税等

当社及び会員は、特来消費税法等の改正により消費税率等に変更があった場合には、それに従って本利用規則及び諸規定に定める利用料その他の費用並びに当施設契約に付請する契約として別途会員及び当社間で締結され

る契約その他各種契約(以下「付随契約」といいます。)の利用料等にかかる消費税類が変更されることを予め承諾します。

第16条 修繕費の負担

- ①当社は、当施設の電気、水道及び防火等に関する設備並びに情報設備等の保守保全に努め、その他管理上必要がある場合には適宜保守修繕等を実施し、その費用を負担します。
- ②会員の故意又は過失により前項の修繕が必要になった場合には、前項にかかわらず、会員がその修繕費用を負担するものとします。
- ③前2項に基づき当社が保守、修繕を行う場合、軽微なものを除き、当社は、予めその旨をホームページ等の電子媒体により会員に通知します。
- ④当社が、前項の保守、修繕の他、当施設及び設置設備の改修又は増築を実施する場合、当社は必要に応じて、会員に対し、当施設の全体又は一部の使用中止を求めることができます。
- ⑤前項の場合、会員は当社に協力し、理由の如何を問わず利用料金の減額、補償等を請求することはできません。

第17条 イベント等の開催

- ①当施設の全部もしくは一部又は当社が指定するスペースにおいて、当社の承諾を得た会員がイベント、セミナー、ワークショップ等(以下「イベント等」といいます。)を実施する場合、当社はイベント等の準備又は実施のため、会員の当施設の利用を一時的に制限することができ、会員はこれを異議なく承諾するものとします。
- ②前項の場合であっても会員は利用料の減額を請求することはできません。
- ③当社は、会員に対し、イベント等の開催スケジュールを予め告知します。ただし、緊急の場合は除きます。
- ④会員は、自らイベント等の実施を希望する場合、当該イベント等の内容を当社と事前に協議し、当社が承諾した場合に限り、当該イベント等を実施できるものとします。この場合、当社は、当該会員に対し別途イベント実施料を請求することができます。
- ⑤当社は、イベント等の実施において、会員に対し、可能な範囲において協力を求めることができます。

第18条 禁止事項

当社は、会員が、以下の各号の行為又はこれに類似する行為をすることを禁止し、会員が仮に当該禁止行為を行った場合又は行つたと疑われる合理的な理由がある場合には、当施設の利用を中止させる等の処置をとることができます。なお、本条に基づき当施設の利用の中止措置がとられたとしても、利用料(付随契約に基づく利用料を含みます。)は減額されません。

- (1) 当施設及び当施設の立入禁止箇所に侵入すること。
- (2) 当施設の住所及び名称を用いて、商業登記等の登記手続をすること。
- (3) 当施設の住所及び名称を、会員の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物又はホームページ等の電子媒体へ掲載すること。
- (4) 当施設の住所及び名称を郵便物、宅配物等の宛先とすること。
- (5) 当施設を利用する他の会員及びその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等を発する行為を行うこと。
- (6) 当施設を利用する他の会員及びその他の第三者に対する宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為を行うこと。
- (7) 当施設に設置された机・椅子等に私物等を置くことで、長時間占有(場所取り等)すること。なお、長時間放置された私物等に関して、当社は当該私物等を他の場所に移動させ、別の場所にて保管することができるものとします。
- (8) 本建物及び当施設内の指定場所以外で食事又は喫煙をすること。
- (9) 当施設内において飲酒すること又は飲酒した状態で当施設を利用すること。ただし、当施設内において実施されるイベント等において当社が飲酒を許可した場合はこの限りではありません。
- (10) 本建物及び当施設内において寝位による仮眠をとること。
- (11) 本建物の乗用エスカレーター又は乗用エレベーターを利用して手荷物以外の物の搬出入を行うこと。

- (12) 本建物及び当施設内に動物を持ち込み又飼育すること。
- (13) 本建物及び当施設の通路や階段、廊下、外壁等、指定された場所以外に無断で看板、ポスター等の広告物を貼ること。
- (14) 当施設内にて無断で物販等の営業活動、宗教活動又は政治活動等を行うこと。
- (15) 本建物及び当施設内で火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと。
- (17) 他の会員に嫌悪感を与える服装で当施設を利用すること。
- (18) 当施設内において、書面による当社の事前の承諾なく、商品の販売、物品の修理その他金銭の授受を伴う取引又は不特定多数の者を対象とした取引を行うこと。
- (19) 本建物及び当施設内において、法令等に違反する行為を行うこと。
- (20) 公序良俗に反する行為、その他当社が不適切と判断する行為を行うこと。
- (21) 当社が定める所定の会員登録を行わずに当施設を利用すること。
- (22) 第7条第6項に定める入退館の手続きを行わずに当施設を利用すること。又会員以外の者に対して入退館の手続きを行わずに当施設を利用させること。
- (23) 契約またはレンタル手続きをしていないオプションを無断で使用すること。
- (24) 別紙2掲載の設備、備品等を館外へ持ち出すこと及びレンタル備品の又貸しを行うこと。
- (25) 営業時間外に無断で当施設を利用すること。
- (26) 会員が出したゴミを、当施設に設けられた所定の共同ゴミ箱に分別して廃棄せず、放置すること。家庭ごみや当施設外で発生したゴミを持ち込むこと。
- (27) 前各号に準じる行為を行うこと。

第19条 変更事項の届出義務

- ① 会員の氏名又は商号、現住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、変更の日から10日以内に書面または当社が指定した方法により当社に届け出なければなりません。
- ② 会員が前項の通知を怠ったことにより、当社の送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合、当社は会員に対し、それによって生じた損害について一切の責任を負いません。

第20条 遅延損害金

会員が本利用規則、諸規定又は付随契約に基づく金銭債務の履行を所定の期日までに履行しない場合は、遅延金額に対する当該期日の翌日から履行日まで年14.6% (1年を365日とした日割計算。)の割合による遅延損害金を、遅延金額に加算して当社に支払わなければなりません。

第21条 損害賠償

- ① 会員が故意又は過失により、本建物、当施設、当社又は他の第三者に人的又は物的損害(破損、故障、焼損、紛失等)を与えた場合には、会員は直ちに当社にその旨を通知し、かつその請求に従い、直ちに損害を賠償しなければなりません。また、当社以外の第三者に損害が発生した場合には、会員は誠実に対処し、自ら責任を持って解決しなければなりません。
- ② 会員が、当社が定めた所定の手続きをせず会議室を利用した場合、所定の手続きをせずに当施設の利用時間を超過して利用した場合、自己の会員種別で利用できないサービスを無断で利用した場合は、本来支払う必要のあった利用料の2倍の額を違約金として当社に支払わなければなりません。

第22条 免責事項及び承諾事項

当社は、次の各号の事由により会員が被った損害について、その責任を負いません。

- (1) 地震、水害、火災、停電、暴徒又は盗難等によって生じた損害
- (2) 当社の責に帰すことのできない事由によって生じたITインフラ等通信設備機器その他諸設備機器の損壊、故障又はシステム上のトラブルによる損害
- (3) 他の会員その他第三者によって被った損害
- (4) 第16条に基づく当施設及び設置設備等の保守点検・修繕等に伴い生じた損害
- (5) その他当社の故意・重過失なく本サービスの運営上発生した損害

第23条 利用制限

当社は、感染症・伝染病・疫病の発生、政府又は地方自治体による緊急事態宣言又はこれに類する営業自粛要請、その他当施設の管理上必要があると判断した場合、当施設の利用制限措置をとることができます。利用制限措置がとられたとしても、会員は、利用料(付随契約に基づく利用料を含みます。以下本項において同様とします。)の減額を請求することができず、また支払い済みの利用料の返金を求めることはできません。

第24条 不可抗力による契約の終了

天変地異その他当社及び会員の責めに帰さない事由により、本建物及び当施設の全部又は一部が滅失損壊し、本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった場合には、当施設契約及び付随契約は当然に終了します。この場合、当社及び会員はこれにより被った損害を、相手方に対し請求できないものとします。

第25条 契約の解除

①会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに当施設契約を解除することができます。

- (1) 当施設契約の締結の際、虚偽の記載をする等の不正を行ったとき
- (2) 第19条の変更事項の届出義務に違反したとき
- (3) 本利用規則又は諸規定に定める利用料その他の費用を規定どおり支払わなかったとき
- (4) 第18条各号の禁止事項に違反したとき
- (5) 本利用規則、諸規定、館内規則その他当社が定める規則に対する違反行為があったとき
- (6) 会員に信用を失墜する事実があったとき
- (7) 第三者から会員の財産に対する差押え、保全処分申請、競売の申立て、破産、民事再生、会社更生の申立てを受けたとき、又は自ら破産、民事再生、会社更生の申立てを行ったとき
- (8) クレジットカード決済の不承認、税金滞納処分その他これらに類する信用悪化状態が生じたとき
- (9) 会員が自然人の場合において、後見開始審判、保佐開始審判、補助開始審判、任意後見監督人の選任(任意後見人の代理権の効力発生)がなされたとき
- (10) 会員(法人である場合は、役員を含む。)が刑罰に処せられたとき
- (11) 会員(法人である場合は、役員を含む。)が逮捕、勾留又は起訴されたとき
- (12) 当社の名誉、信用を損なう行為があったとき
- (13) 当社、他の会員又は本建物利用者に対する業務妨害行為があったとき
- (14) 会員が自然人の場合において、死亡又は失踪したとき
- (15) その他前各号に類似する行為等が行われたとき

②前項により当施設契約が解除された場合、会員は、当社が被った損害を賠償する責任を負います。かかる場合でも、会員は、利用料(付随契約に基づく利用料を含みます。)の減額を請求することはできません。なお支払済の入会金、利用料は返金されません。

第26条 反社会的勢力の排除

①会員は、当社に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとします。

(1) 自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社又は関連会社(以下、総称して「対象者」といいます。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

②前項のほか、会員は、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し保証します。

(1) 当施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

(2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

(3) 当社に対する業務妨害にあたる行為

(4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資金提供を受ける行為及び反社会的勢力との関係を構築する行為

(5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

(6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為

③当社は、会員が、前2項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要することなく、当社と会員間の全ての契約を解除することができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないものとします。

④当社は前項により会員が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負いません。

⑤第3項により当施設契約が解除された場合、会員は当社が被った損害(弁護士費用を含みます。)を賠償する責任を負います。

第27条 個人情報保護

①当社は、会員から開示を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)第2条第1項に定める個人情報をいいます。以下同じ。)を、個人情報保護法及び株式会社Criacaoプライバシーポリシー(<https://criacao.co.jp/privacy-policy/>)に従って取り扱います。

②当社は、当施設を利用した会員等が感染症等に疾患した場合、当社が必要と判断した範囲内において、当該会員等及び当該会員等が当施設を利用した日に当施設を利用していた会員の氏名、連絡先及び住所を、保健所、地方自治体等の公的機関に情報開示することができ、会員は、当該情報開示につき予め承諾します。

第28条 会員間の情報共有

会員は、他の会員から開示されたビジネス上の情報共有に関して守秘に努め、仮に会員間でトラブルが発生した場合でも当社は何らの責任を負わず、当該会員間で対処するものとします。

第29条 退会

①会員が退会を希望する場合、退会希望月の前月末日までに、当社指定の方法で当社所定の退会手続きを行うものとします。なお支払済の入会金、利用料は返金されません。

②会員は、当社から貸与を受けた備品等を退会日までに必ず当社に返却するものとします。

第30条 準拠法及び合意管轄裁判所

本利用規則、諸規定及び付随契約は日本法に準拠し、当施設契約又は付随契約に関連して会員と当社との間で紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条 協議事項

本利用規則に定めのない事項については、民法、その他の関係法規に従い、当社及び会員は互いに誠意を持って協議するものとします。

以上

上記利用規則を遵守することを誓約の上、当施設の利用申込みをいたします。

別紙1

料金プラン及び利用時間(全て税込み)

| プラン名 | 利用料 | 利用時間 | 契約期間 |
|----------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------|
| 法人会員 | レギュラー 33,000円 シルバー 90,000円 ゴールド 150,000円 | 平日9:00-20:00(年末年始、GW、お盆、ビルメンテナンス日などを除く) | ご契約月は契約日から末日まで。翌月以降は1日～末日まで。 |
| 個人会員 | 27,500円 | 平日9:00-20:00(年末年始、GW、お盆、ビルメンテナンス日などを除く) | ご契約月は契約日から末日まで。翌月以降は1日～末日まで。 |
| ドロップイン利用 | 1時間 660円 2時間 1,100円 3時間 1,600円 6時間 3,000円 1DAY 5,000円 | 平日9:00-20:00(年末年始、GW、お盆、ビルメンテナンス日などを除く) | |

※価格は税込

※設備点検、改修工事等により、一時的に本施設が利用できない場合があります。その場合は事前に館内やHPにおいて告知いたします。

休館日

土日祝日、年末年始、GW、お盆、ビルメンテナンス日、等

利用料

| 施設 | 利用料金 |
|---------------|---------------------------|
| 会議室1(10名用会議室) | 2,500円/時 (1,500円/時 会員) |
| 会議室2(4名用会議室) | 2,000円/時 (1,000円/時 会員) |
| オープンスペース貸切 | 4時間 60,000円(30,000円/会員) |

| | |
|--|-----------------------------------------------------|
| | 6時間 75,000円(40,000円/会員) 10時間 80,000円(50,000円/会員) |
|--|-----------------------------------------------------|

別紙2
設備

| 設備 | 利用料金 |
|---------------|------|
| プロジェクター・スクリーン | 無料 |
| Wi-Fi | 無料 |

※設備は予告なく、変更、入替、利用中止、数量の増加、減少などを行います。予めご了承ください。

別紙3
(図面を挿入予定)